

熊本市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例の一部改正について

熊本市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例（昭和 39 年条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「別表」を「別表第 1」に改める。

第 6 条の 2 第 1 項を次のように改める。

団員に支給する出動報酬の区分及び出動報酬の額は、別表第 2 に定めるとおりとする。

第 6 条の 2 第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 7 条ただし書中「災害」の次に「(水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。)」を加える。

別表を別表第 1 とし、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第 2（第 6 条の 2 関係）

出動報酬の区分	出動報酬の額
任務（災害の現場に出動して行うものに限る。）に従事したとき。	1 回につき 4,000 円。ただし、1 回の従事時間が 4 時間を超えるときは、以後 4 時間までごとに 4,000 円を加算した額とする。
消防学校の行う教育訓練に従事し	1 日につき 8,000 円

たとき。	
研修、講習、訓練、火災予防に関する活動又はこれらに準ずる業務（前項及び次項に掲げるものを除く。）に従事したとき。	1日につき4,000円
動力消防ポンプ等の定期的な点検、火災予防に関する活動又はこれらに準ずる業務であって、分団において行うものに従事したとき。	1日につき2,000円

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第6条の2第1項及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に非常勤の消防団員が同表左欄に規定する業務に従事した場合について適用する。

（提出理由）

非常勤の消防団員に係る出勤報酬の区分を新設する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。